

第4回 阿新地域合併協議会

日 時 平成15年7月10日(木)13:30~
場 所 新見市山村開発センター2階大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

(1) 報告事項

報告第14号 新市の名称に関する小委員会について

(2) 協議事項

協議第18号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

(3) 提案事項

協議第19号 まちづくり条例の制定について

協議第20号 地方税の取扱いについて

協議第21号 条例、規則等の取扱いについて

協議第22号 慣行の取扱いについて

協議第23号 地域審議会の取扱いについて

(4) その他

5 第5回協議会について

6 閉 会

報 告 事 項

報告第14号 新市の名称に関する小委員会について・・・・・・・・・・ 2

報告第14号

新市の名称に関する小委員会について

新市の名称に関する小委員会について、次のとおり報告する。

平成15年7月10日提出

阿新地域合併協議会
会長 石垣正夫

新市の名称に関する小委員会委員名簿

市町名	部 門	役 職 等	氏 名	備 考
新見市	議 会	議会推薦議員	家 本 昭 男	
	学識経験者	商工会議所会頭	新 中 淑 弘	
大佐町	議 会	議会推薦議員	前 田 宗 良	
	学識経験者	町民生委員	宮 原 淳 子	
神郷町	議 会	特別委員会委員長	柴 田 卓 志	
	学識経験者	主婦	四 木 久美子	
哲多町	議 会	特別委員会委員長	土 屋 明 房	
	学識経験者	自営業	瀧 本 高 秀	
哲西町	議 会	特別委員会委員長	宮 崎 邦 人	
	学識経験者	自営業	難 波 隆 文	
学 識 経 験 者		阿新地方振興局長	板 矢 文 雄	

阿新地域合併協議会小委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、阿新地域合併協議会小委員会規程第10条の規定に基づき、阿新地域合併協議会(以下「協議会」という。)の小委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称、所掌事務及び定数)

第2条 小委員会の名称、所掌事務及び定数は、別表のとおりとする。

(解散)

第3条 小委員会は、その目的を達成したときをもって解散する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

別表(第2条関係)

名 称	所 掌 事 務	定 数
新市の名称に関する小委員会	<ul style="list-style-type: none">・新市の名称の候補の選定に関する事・新市の名称の選定基準に関する事・その他新市の名称に関し必要な事項	11名

協 議 事 項

協議第 18 号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて・・・・・・・・・・ 6

協議第 18 号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目 6）

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

合併協議会規約第 12 条に基づく小委員会で審議のうえ、案を作成し、協議会で決定する。

平成 15 年 6 月 13 日提出

阿新地域合併協議会
会長 石垣正夫

阿新地域合併協議会の調整方針（案）

参考資料

協定項目番号	6	協定項目	議会議員の定数及び任期の取扱い
調整方針	合併協議会規約第12条に基づく小委員会で審議のうえ、案を作成し、協議会で決定する。		

区分	合併特例法を適用しない場合	定数に関する特例（合併特例法第6条）を適用する場合	在任に関する特例（合併特例法第7条）を適用する場合
1 合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。
2 任期	設置選挙の日から4年 （地方自治法第93条第1項）	設置選挙の日から4年 （地方自治法第93条第1項）	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間。
3 定数	地方自治法第91条第2項に基づく合併市町村の人口（地方自治法第254条）区分ごとの上限数の範囲内で定める。 地方自治法第91条第2項 人口 5万未満の市 26人 （平成15年1月1日から施行） *人口 = 官報で公示された最近の国勢調査人口又は、これに準ずる全国的な人口調査の結果による人口。 （地方自治法第254条）	設置選挙に限り合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定数を決めることができる。 * 合併後の人口が 5万人未満の場合 26人 2倍を超えない範囲 26人 × 2 = 52人以内 この特例による定数は、解散、総辞職等によって議員がすべてなくなったときは、地方自治法第91条の定数に復帰する。（合併特例法第6条第1項）	地方自治法第91条の定数を超えるときには、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がすべていなくなったときは、これに応じてその定数は第91条の規定に至るまで減少する。
4 選挙期日	設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条第3項）	設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条第3項）	選挙を行わない。
5 補欠選挙の適用	有	有	無
6 選挙区	条例で選挙区を設けることができる。（公職選挙法第15条第6項） （合併後、最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しない で定めることができる。（公職選挙法施行令第9条）		

取 扱 い 方 法	内 容	先 進 事 例		
		合併市町村	合併関係市町村	合併の期日
地方自治法第91条の規定による方法 (合併特例措置の適用を受けない)	選 挙：合併後50日以内 定 数：条例で定める数 任 期：4年 補欠選挙の有無：有 選 挙 区：設けることができる	大東町	大浜町、城東村	昭和48年4月1日
合併特例法第6条の規定による方法 (定数に関する特例)	選 挙：合併後50日以内 定 数：法定定数の2倍以内 (合併後、最初の選挙に限る) 任 期：4年 補欠選挙の有無：有 選 挙 区：設けることができる			
合併特例法第7条の規定による方法 (在任に関する特例)	選 挙：無 定 数：現行議員数 任 期：合併後2年以内 補欠選挙の有無：無	東かがわ市 大崎上島町 山県市 南アルプス市 宗像市 あさぎり町 さぬき市 さいたま市 西東京市 篠山市 あきる野市	大内町、白鳥町、引田町 大崎町、木江町、東野町 高富市、美山町、伊自良村 櫛形町、若草町、甲西町、芦安村、白根町、 八田村 宗像市、玄海町 上村、免田町、岡原町、須恵村、深田村 津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町 浦和市、大宮市、与野市 田無市、保谷市 篠山町、西紀町、丹南町、今田町 秋川市、五日市町	平成15年4月1日 " " " " " 平成14年4月1日 平成13年5月1日 平成13年1月21日 平成11年4月1日 平成7年9月1日

議会議員の定数、任期及び選挙区に関する小委員会の設置（案）

小委員会の設置及び組織・運営について

- (1) 阿新地域合併協議会規約第12条の規定により、「議会議員の定数、任期及び選挙区に関する小委員会」の設置
- (2) 委員の組織・運営については、阿新地域合併協議会小委員会規程による

（委員）

小委員会の委員は、必要に応じて協議会の会長が協議会の会長、副会長及び委員のうちから指名（規程第3条関係）

（組織）

小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織（規程第4条関係）

（報告）

委員長は、小委員会における調査、審議等の経過及び結果について、随時協議会の会議に報告（規程第8条関係）

所掌事項

新見市、大佐町、神郷町、哲多町及び哲西町が新設合併することにより、一般原則として1市4町の議会議員はすべてその身分を失うこととなる。しかし、市町村の自主的な合併を推進するため、議会議員の定数、在任について一般原則によらない特例措置が講じられている。（合併特例法第6条、第7条）

このことから、下記の事項を踏まえて議会議員の定数、任期及び選挙区について検討する。

議会議員の定数及び任期については、
合併特例法を適用しない
合併特例法第6条による（定数に関する特例）
合併特例法第7条による（在任に関する特例）

の場合

合併関係市町村の廃止と同時に当該市町村の議員が失職し、地方自治法第91条第2項の区分に応じた定数を定め、50日以内の選挙となる。

の場合

合併関係市町村の廃止と同時に当該市町村の議員が失職し、地方自治法第91条第2項の区分に応じた定数の2倍を超えない範囲（26名×2＝52名以内）で定数を定め、50日以内の選挙となる。

の場合

合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間、引き続き合併市町村の議員として在任することができる。

選挙区について

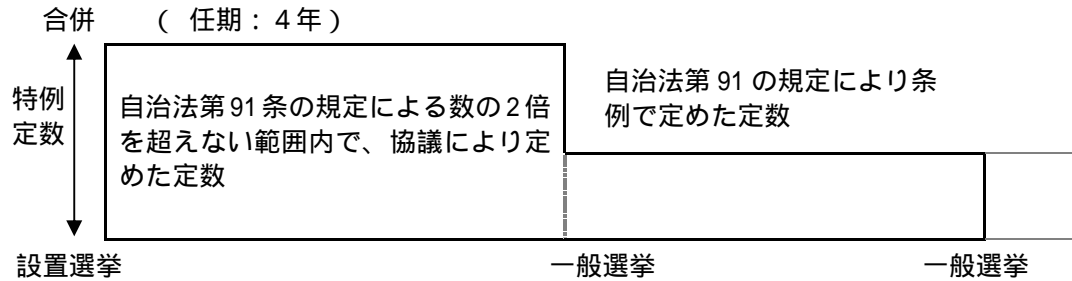
公職選挙法第15条第6項の規定により、市町村は、特に必要があるときは、その議会議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。

議会議員の定数特例・在任特例の概要（新設合併の場合）

1 定数特例（合併特例法第6条第1項）

設置選挙の際に、法定定数の2倍を超えない範囲まで定数を増加することができる。

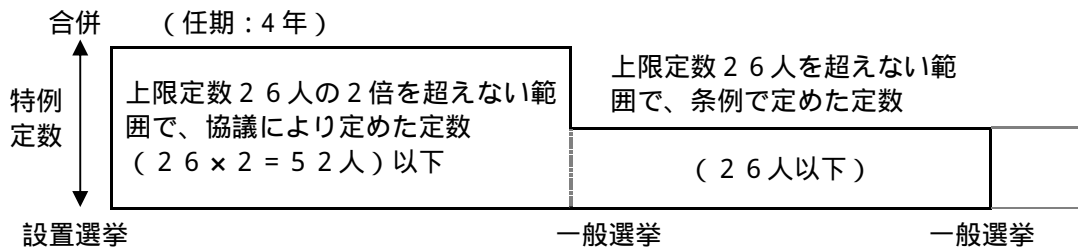
[法制度]



[新市の場合]

1市4町の人口（平成12年国勢調査）

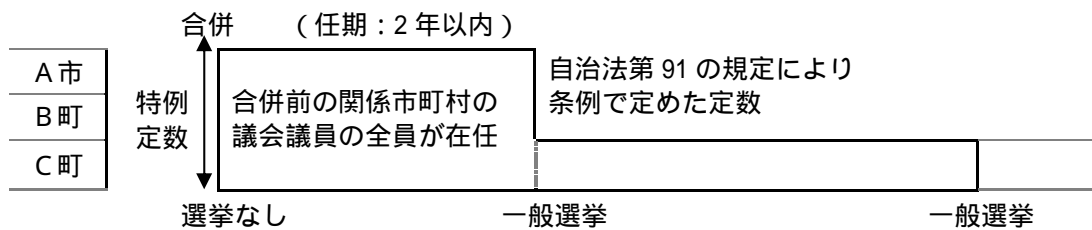
新見市	24,576人	哲多町	4,032人		
大佐町	4,012人	哲西町	3,243人		
神郷町	2,629人	(計)	38,492人	自治法第91条の上限定数	26人



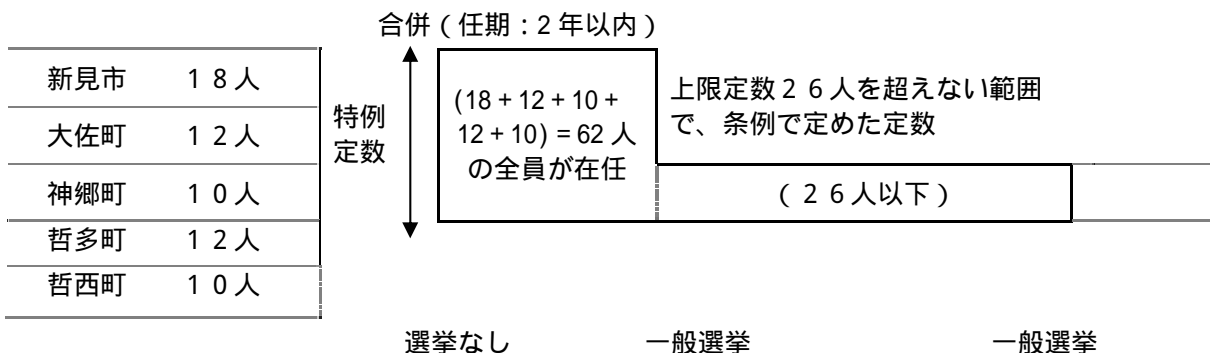
2 在任特例（合併特例法第7条第1項）

旧市町村の議員は、合併後2年を超えない範囲に限り、新市町村の議員でいることができる。

[法制度]



[新市の場合]



議会議員の身分に関する取扱いに係る選択肢について

次の選択肢（ 、 、 、 ア、 イ）のうち、いずれか一つを選択。

いずれを選択する場合も合併関係市町村の協議によるが、「（定数特例）」または「（在任特例）」または「イ（選挙区を設ける場合の定数特例に係る部分）」を適用する場合、及び「」または「ア」を適用する場合の「議員定数」については、合併協議会での協議内容について、関係市町村の議会の議決が必要である。

合併特例法による特例を適用しない。（合併前の旧町ごとに選挙区は設けない。）

合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項第5号に定める数「26人（合併後の新市議員の上限定数）」を超えない範囲内において定めた定数による。

- ・選挙の期日 設置の日から50日以内（公職選挙法第33条第3項）
- ・任期 一般（設置）選挙の日から4年間（地方自治法第93条第1項）
- ・補欠選挙の適用 あり

合併特例法第6条による定数に関する特例を適用する。

合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項第5号に定める数「26人（合併後の新市議員の上限定数）」の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。（設置選挙に限り適用）

- ・選挙の期日 設置の日から50日以内（公職選挙法第33条第3項）
- ・任期 一般（設置）選挙の日から4年間（地方自治法第93条第1項）
- ・補欠選挙の適用 あり

合併特例法第7条による在任に関する特例を適用する。

合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。（地方自治法第91条の定数を超えるときは、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がすべていなくなったときは、これに応じてその定数は地方自治法第91条の規定による定数に至るまで減少するものとする。）

- ・選挙の期日 選挙は行わない
- ・任期 合併後2年を超えない範囲で協議により定める期間
- ・補欠選挙の適用 なし

合併前の旧町ごとに条例で選挙区を設ける。

次のアまたはイのいずれかを選択。

ア 合併特例法第6条による定数特例を適用しないで選挙区を設ける場合。

合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項第5号に定める数「26人（合併後の新市議員の上限定数）」を超えない範囲内において定めた定数に基づき、合併前の旧町ごとに条例で選挙区及び選挙区ごとの議員定数を定め、これに基づき設置選挙を行う。

なお、合併後最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる。（合併後の新市の選挙区の設定、選挙区ごとの定数を合併関係市町村の協議で定めることができる。「下段イによる場合についても同じ。」）

- ・選挙の期日 設置の日から50日以内（公職選挙法第33条第3項）
- ・任期 一般（設置）選挙の日から4年間（地方自治法第93条第1項）
- ・補欠選挙の適用 あり

イ 合併特例法第6条による定数特例を適用して選挙区を設ける場合。

合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項第5号に定める数「26人（合併後の新市議員の上限定数）」の2倍を超えない範囲で定めた定数に基づき、合併前の旧町ごとに条例で選挙区及び選挙区ごとの議員定数を定め、これに基づき設置選挙を行う。

なお、合併後最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる。

- ・選挙の期日 設置の日から50日以内（公職選挙法第33条第3項）
- ・任期 一般（設置）選挙の日から4年間（地方自治法第93条第1項）
- ・補欠選挙の適用 あり

市町村議会議員の定数

	改正後人口区分 (H15.1.1 施行)	上限数
町村	人口 2 千人未満	12 人
	人口 2 千人以上 5 千人未満	14 人
	人口 5 千人以上 1 万人未満	18 人
	人口 1 万人以上 2 万人未満	22 人
	人口 2 万人以上	26 人
市	人口 5 万人未満	26 人
	人口 5 万人以上 10 万人未満	30 人
	人口 10 万人以上 20 万人未満	34 人
	人口 20 万人以上 30 万人未満	38 人
	人口 30 万人以上 50 万人未満	46 人
	人口 50 万人以上 90 万人未満	56 人

議員定数等調べ

市町名	人口 (国調) (H12.10.1)	地方自治法第 91 条の 議会議員の定数上限 (H15.1.1)	条例での定数	任 期
新見市	人 2 4 , 5 7 6	人 2 6	人 1 8	H.18.7.4
大佐町	4 , 0 1 2	1 4	1 2	H.19.4.29
神郷町	2 , 6 2 9	1 4	1 0	H.19.5.17
哲多町	4 , 0 3 2	1 4	1 2	H.19.4.29
哲西町	3 , 2 4 3	1 4	1 0	H.19.5.6
計	3 8 , 4 9 2	2 6		
井原市	3 4 , 8 1 7	2 6	2 0	
総社市	5 6 , 5 3 1	3 0	2 4	

議会議員の定数及び任期に関する法令

地方自治法（昭和22年 法律第67号）

（市町村議会の議員の定数）

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

五 人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 26人

7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が1のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。

10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

（任期）

第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

（人口の定義）

第254条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年 法律第6号）

（議会の議員の定数に関する特例）

第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

（議会の議員の在任に関する特例）

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

- 一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

公職選挙法（昭和25年 法律第100号）

（選挙の単位）

第12条（1～3略）

4 市町村の議会の議員は、選挙区がある場合にあつては、各選挙区において、選挙区がない場合にあつてはその市町村の区域において、選挙する。

（地方公共団体の議会の議員の選挙区）

第15条（1～5、7略）

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）については、区の区域をもつて選挙区とする。

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）

第33条（1、2略）

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

公職選挙法施行令（昭和25年 政令第89号）

（人口に比例しない議員の定数）

第9条 市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。

提 案 事 項

協議第 1 9 号	まちづくり条例の制定について	1 8
協議第 2 0 号	地方税の取扱いについて	3 4
協議第 2 1 号	条例、規則等の取扱いについて	4 3
協議第 2 2 号	慣行の取扱いについて	4 9
協議第 2 3 号	地域審議会の取扱いについて	5 5

協議第19号

まちづくり条例の制定について（協定項目5）

まちづくり条例の制定について、次のとおり提案する。

新市の憲法であるまちづくり条例の制定について、合併協議会規約第12条に基づく小委員会で審議のうえ、原案を作成し、協議会で決定する。

平成15年7月10日提出

阿新地域合併協議会
会長 石垣正夫

まちづくり条例について

1 まちづくり条例の類型

- 市民参加型・・・市政への住民参加等
- 環境型・・・自然環境、生活環境等の保全
- 景観型・・・自然景観、都市景観等の形成、保全
- 土地利用調整型・・・開発に関する規制等
- 地区計画型・・・土地、建物等の利用改善・環境整備

2 市民参加型の主な条例

自治体名	名称 (施行日)	目的	主な内容
大阪府 箕面市	まちづくり 理念条例 (H9.4.1)	市の目指すまちづくりの理念を明らかにし、市及び市民が協働してまちづくりを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの規範・主体 ・市民主体のまちづくり ・健康と福祉、文化創造など5つのまちづくり
	市民参加 条例 (H9.4.1)	まちづくりにおける市民参加の基本的な事項を定め、市と市民が協働し地域社会の発展を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・市長・市民の責務 ・会議公開の原則 ・委員公募、市民投票
北海道 二セコ町	まちづくり 基本条例 (H13.4.1)	まちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおける町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有・説明責任 ・町・町民の役割・責務 ・まちづくりへの町民参加 ・委員公募、町民投票 ・条例の位置付け・見直し
神奈川県 横須賀市	市民協働 推進条例 (H13.7.1)	市民協働の推進に関する基本理念を定め、市民、市等が対等な立場で、役割を分担し、魅力と活力ある地域社会の発展に寄与する。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・市民公益活動団体・事業者・市の役割 ・市民公益活動団体への財政的支援等 ・市民協働審議会の設置

3 市民参加条例の制定過程

首長、住民からの発議や学識経験者、住民代表で構成する附属機関の答申等により検討を始めた場合が多く、条例案の作成に住民代表が参加した場合や住民から意見を募集した場合もある。

4 他の自治体のまちづくり条例に盛り込まれている内容

- ・ 市町村の行政運営の基本理念
- ・ 住民の権利と責任
- ・ 情報共有、会議の公開
- ・ 市民の意見提言及びその取扱い 等

5 条例の制定・施行区分

新市発足時には、1市4町の条例は全てその効力を失うため、新市において新たに条例を制定し、施行させることとなるが、条例の制定・施行は次のように区分される。

(1) 合併と同時に、即時制定し、施行

市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる。(地方自治法第179条第1項)

- (例)
- ・ 法令等により制定が必要な条例や市民の権利の保護・制限に関する条例などで市政執行上、空白期間の許されないもの
 - ・ 新市の組織や事務所の位置に関する条例
 - ・ 公の施設等の設置・管理に関する条例

(2) 合併後、一定地域に暫定的に施行

新市の条例が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例を新市の条例として引き続き施行させる。(地方自治法施行令第3条)

- (例)
- ・ 1市4町の制度に差異があり、新市設置日において統合が困難な条例
 - ・ いずれかの市町に条例がなく、新市において全域に適用させるかどうか政策的判断を要する条例

(3) 合併後、逐次制定し、施行

市長職務執行者の専決処分による制定になじまない条例や新市発足時には必要がない条例は、合併後、逐次制定し、施行させる。

- (例)
- ・ 議案提出権がない条例
 - ・ 市長の政策判断に係る条例

まちづくり条例に関する小委員会の設置（案）

小委員会の設置及び組織・運営について

- (1) 阿新地域合併協議会規約第 1 2 条の規定により、「まちづくり条例に関する小委員会」の設置
- (2) 委員の組織・運営については、阿新地域合併協議会小委員会規程による

（委 員）

小委員会の委員は、必要に応じて協議会の会長が協議会の会長、副会長及び委員のうちから指名（規程第 3 条関係）

（組 織）

小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織（規程第 4 条関係）

（報 告）

委員長は、小委員会における調査、審議等の経過及び結果について、随時協議会の会議に報告（規程第 8 条関係）

所掌事項

- (1) まちづくり条例の制定期日、方法について
- (2) まちづくり条例の案文の作成について
- (3) その他まちづくり条例の制定に関し必要な事項について

箕面市まちづくり理念条例（平成九年三月三十一日条例第四号）

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 市民主体のまちづくり(第三条・第四条)
- 第三章 健康と福祉のまちづくり(第五条)
- 第四章 文化創造のまちづくり(第六条・第七条)
- 第五章 地球環境を視野に入れたまちづくり(第八条)
- 第六章 個性あるまちづくり(第九条・第十条)
- 第七章 安全なまちづくり(第十一条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、市の目指すまちづくりの理念を明らかにすることによって、基本的人権と良好な環境を大切に作る風土をはぐくみ、市及び市民が協働してまちづくりを推進することを目的とする。

(まちづくり規範)

第二条 市及び市民は、前条の目的を達成するため、次に掲げる規範に基づき、それぞれの役割と責務に応じ、行動するよう努めるものとする。

- 一 まちづくりは、すべての人の基本的人権の尊重のもとに進める。
- 二 まちづくりは、市と市民との信頼を深めることにより進める。
- 三 まちづくりは、市民相互の信頼及び社会連帯を深めることにより進める。
- 四 まちづくりは、文化の多様性を尊重して進める。
- 五 まちづくりは、地球環境保全の視点から進める。
- 六 まちづくりは、都市の個性を表現するものとして進める。

第二章 市民主体のまちづくり

(まちづくりの主体)

第三条 市民は、まちづくりの主体であって、まちづくりに参加することにおいて平等であり、市民相互に協働するとともに、市と協働してまちづくりの推進に努めるものとする。

(市民参加のまちづくり)

第四条 市長は、市民がまちづくりに参加することができるように、その条件の整備及び情報の公開に努めるものとする。

2 市長は、個性豊かで活力に満ちた地域社会の形成を図るため、自主・自立のまちづくりに努めるものとする。

第三章 健康と福祉のまちづくり

(健康と福祉のまちづくり)

第五条 市及び市民は、福祉の向上を図るため、地域社会における市民の社会連帯を深めるよう努めるものとする。

2 市長は、市民の健康増進、生活援助及び社会参加を進めるとともに、都市環境整備に当たっては、市民に心理的及び物理的障壁を感じさせないまちづくりに努めるものとする。

第四章 文化創造のまちづくり

(文化創造のまちづくり)

第六条 市民は、感動を分かち合える文化創造のまちづくりに努めるものとする。

2 市民は、市民生活に潤いと豊かさをもたらす自然の恵み及び歴史の継承並びに伝統文化の保護及び継承に努めるものとする。

(文化創造への支援)

第七条 市長は、市民の文化創造を活性化するために生涯学習の機会の増大を図るよう努めるものとする。

2 市長は、市民の文化創造に係る活動に対して必要な支援をすることができる。

第五章 地球環境を視野に入れたまちづくり

(環境との調和と共生)

第八条 市及び市民は、日常生活の負荷によって環境が損なわれることのないように負荷の低減に努めるとともに、環境と調和し、及び共生するまちづくりに努めるものとする。

第六章 個性あるまちづくり

(自然との調和)

第九条 市及び市民は、自然との調和を図りながら、安全かつ快適な住環境の形成及び個性あるまちづくりに努めるものとする。

(多世代の共生)

第十条 市及び市民は、地域産業及び文化の活性化並びに市民の利便性の向上を図り、多世代が共生する躍動感あふれるまちづくりに努めるものとする。

第七章 安全なまちづくり

(安全なまちづくり)

第十一条 市長は、災害、事故、公害、犯罪等の緊急時における危機対応の体制を整備することにより、市民の生命及び財産を守るとともに、都市としての安全性及び安定性の向上に努めるものとする。

2 市民は、緊急時の市民互助が機能するための社会連帯の醸成に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

箕面市市民参加条例（平成九年三月三十一日条例第五号）

（目的）

第一条 この条例は、まちづくりにおける市民参加の基本的な事項を定めることにより、市と市民が協働し、地域社会の発展を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「市民参加」とは、市の意思形成の段階から市民の意思が反映されること及び市が事業を実施する段階で市と市民が協働することをいう。

2 この条例において「協働」とは、市と市民がそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し、協力することをいう。

（市民参加の推進に関する基本理念）

第三条 市民参加の推進は、市民のもつ豊かな社会経験と創造的な活動を通して、市と市民が協働して市民福祉の向上と将来のより良いまちづくりの実現を図ることを基本理念として行われるものとする。

2 市民参加は、地方自治の本旨に基づき適正に運営されなければならない。

（市長の責務）

第四条 市長は、市民自らがまちづくりについて考え、行動することができるよう市民参加の機会の提供に努めるとともに、市民参加を円滑に推進するための行政情報の公開に努めなければならない。

（市民の責務）

第五条 市民は、市民参加によるまちづくりの推進について、自らの責任と役割を自覚し、積極的な参加に努めるものとする。

（会議公開の原則）

第六条 市の執行機関に置く附属機関の会議は、規則で定める場合を除き、公開するよう努めなければならない。

（委員の市民公募）

第七条 市の執行機関は、市民の資格において附属機関の委員を任命しようとする場合は、その全部又は一部の委員を公募により選考するよう努めなければならない。

2 前項の公募の方法については、別に定める。

（市民投票の実施）

第八条 市長は、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施することができる。

2 前項の市民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、別に条例で定める。

（委任）

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

ニセコ町まちづくり基本条例（平成12年12月27日条例第45号）

目次

前文

- 第1章 目的(第1条)
- 第2章 まちづくりの基本原則(第2条 第5条)
- 第3章 情報共有の推進(第6条 第9条)
- 第4章 まちづくりへの参加の推進(第10条 第13条)
- 第5章 コミュニティ(第14条 第16条)
- 第6章 町の役割と責務(第17条 第24条)
- 第7章 まちづくりの協働過程(第25条 第27条)
- 第8章 財政(第28条 第33条)
- 第9章 評価(第34条・第35条)
- 第10章 町民投票制度(第36条・第37条)
- 第11章 連携(第38条 第41条)
- 第12章 条例制定等の手続(第42条)
- 第13章 まちづくり基本条例の位置付け等(第43条・第44条)
- 第14章 この条例の検討及び見直し(第45条)

附則

ニセコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」をめざします。

まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。

わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でのよこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。

第1章 目的

(目的)

第1条 この条例は、ニセコ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたしたち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。

第2章 まちづくりの基本原則

(情報共有の原則)

第2条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。

(情報への権利)

第3条 わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。

(説明責任)

第4条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。

(参加原則)

第5条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。

第3章 情報共有の推進

(意思決定の明確化)

第6条 町は、町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、町の仕事の内容が町民に理解されるよう努めなければならない。

(情報共有のための制度)

第7条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。

- (1) 町の仕事に関する町の情報を分かりやすく提供する制度
- (2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度
- (3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度
- (4) 町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度

(情報の収集及び管理)

第8条 町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。

第4章 まちづくりへの参加の推進

(まちづくりに参加する権利)

第10条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。

2 わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。

3 町民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、町の不当な関与を受けない。

4 わたしたち町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。

(満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利)

第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。

(まちづくりにおける町民の責務)

第12条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

(まちづくりに参加する権利の拡充)

第13条 わたしたち町民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。

第5章 コミュニティ

(コミュニティ)

第14条 わたしたち町民にとって、コミュニティとは、町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。

(コミュニティにおける町民の役割)

第15条 わたしたち町民は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てよう努める。

(町とコミュニティのかかわり)

第16条 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利的かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。

第6章 町の役割と責務

(町長の責務)

第17条 町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。

(就任時の宣誓)

第18条 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければならない。

2 前項の規定は、助役、収入役及び教育長の就任について準用する。

(執行機関の責務)

第19条 町の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならない。

2 町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。

(組織)

第20条 町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであると同時に、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。

(審議会等への参加)

第21条 町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。

(意見・要望・苦情等への応答義務等)

第22条 町は、町民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。

2 町は、前項の応答に際してその意見、要望、苦情等にかかわる権利を守るための仕組み等について説明するよう努めるものとする。

3 町は、前2項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成する。

(意見・要望・苦情等への対応のための機関)

第23条 町は、町民の権利の保護を図り、町の行政執行により町民が受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消させるため、不利益救済のための機関を置くことができる。

(行政手続の法制化)

第24条 条例又は規則に基づき町の機関がする処分及び行政指導並びに町に対する届出に関する手続について必要な事項は、条例で定める。

第7章 まちづくりの協働過程

(計画過程等への参加)

第25条 町は、町の仕事の計画、実施、評価等の各段階に町民が参加できるよう配慮する。

2 町は、まちづくりに対する町民の参加において、前項の各段階に応じ、次に掲げる事項の情報提供に努めるものとする。

(1) 仕事の提案や要望等、仕事の発生源の情報

(2) 代替案の内容

(3) 他の自治体等との比較情報

(4) 町民参加の状況

(5) 仕事の根拠となる計画、法令

(6) その他必要な情報

(計画の策定等における原則)

第26条 総合的かつ計画的に町の仕事を行うための基本構想及びこれを具体化するための計画(以下これらを「総合計画」と総称する。)は、この条例の目的及び趣旨にのっとり、策定、実施されるとともに、新たな行政需要にも対応できるよう不断の検討が加えられなければならない。

2 町は、次に掲げる計画を策定するときは、総合計画との整合性に配慮し、計画相互間の体系化に努めなければならない。

(1) 法令又は条例に規定する計画

(2) 国又は他の自治体の仕事と関連する計画

3 町は、前2項の計画に次に掲げる事項を明示するとともに、その計画の実施に当たっては、これらの事項に配慮した進行管理に努めなければならない。

(1) 計画の目標及びこれを達成するための町の仕事の内容

(2) 前号の仕事に要すると見込まれる費用及び期間

(計画策定の手続)

第27条 町は、総合計画で定める重要な計画の策定に着手しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表し、意見を求めるものとする。

(1) 計画の概要

(2) 計画策定の日程

(3) 予定する町民参加の手法

(4) その他必要とされる事項

2 町は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。

3 町は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。

第8章 財政

(総則)

第28条 町長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行わなければならない。

(予算編成)

第29条 町長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めなければならない。

2 前項の規定による情報の提供は、町の財政事情、予算の編成過程が明らかになるよう分かりやすい方法によるものとする。

(予算執行)

第30条 町長は、町の仕事の予定及び進行状況が明らかになるよう、予算の執行計画を定めるものとする。

(決算)

第31条 町長は、決算にかかわる町の主要な仕事の成果を説明する書類その他決算に関する書類を作成しようとするときは、これらの書類が仕事の評価に役立つものとなるよう配慮しなければならない。

(財産管理)

第32条 町長は、町の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めるものとする。

2 前項の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定、用途、管理の状況その他前項の目的を達成するため必要な事項が明らかとなるように定めなければならない。

3 財産の取得、管理及び処分は、法令の定めによるほか、第1項の管理計画に従って進めなければならない。

(財政状況の公表)

第33条 町長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況(以下「財政状況」という。)の公表に当たっては、別に条例で定める事項の概要を示すとともに、財政状況に対する見解を示さなければならない。

第9章 評価

(評価の実施)

第34条 町は、まちづくりの仕事の再編、活性化を図るため、まちづくりの評価を実施する。

(評価方法の検討)

第35条 前条の評価は、まちづくりの状況の変化に照らし、常に最もふさわしい方法で行うよう検討し、継続してこれを改善しなければならない。

第10章 町民投票制度

(町民投票の実施)

第36条 町は、ニセコ町にかかわる重要事項について、直接、町民の意思を確認するため、町民投票の制度を設けることができる。

(町民投票の条例化)

第37条 町民投票に参加できる者の資格その他町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。

2 前項に定める条例に基づき町民投票を行うとき、町長は町民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

第11章 連携

(町外の人々との連携)

第38条 わたしたち町民は、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める。

(近隣自治体との連携)

第39条 町は、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進するものとする。

(広域連携)

第40条 町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めるものとする。

(国際交流及び連携)

第41条 町は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、まちづくりその他の各種分野における国際交流及び連携に努めるものとする。

第12章 条例制定等の手続

(条例制定等の手続)

第42条 町は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、町民の参加を図り、又は町民に意見を求めなければならない。

(1) 関係法令及び条例等の制定改廃に基づくものでその条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合

(2) 用語の変更等簡易な改正でその条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合

(3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者(以下「提案者」という。)が不要と認められた場合

2 提案者は、前項に規定する町民の参加等の有無(無のときはその理由を含む。)及び状況に関する事項を付して、議案を提出しなければならない。

第13章 まちづくり基本条例の位置付け等

(この条例の位置付け)

第43条 他の条例、規則その他の規程によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

(条例等の体系化)

第44条 町は、この条例に定める内容に即して、教育、環境、福祉、産業等分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化を図るものとする。

第14章 この条例の検討及び見直し

(この条例の検討及び見直し)

第45条 町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例がニセコ町にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討するものとする。

2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

横須賀市市民協働推進条例（平成13年3月30日条例第3号）

横須賀市市民協働推進条例をここに公布する。

横須賀市市民協働推進条例

明るく住みよい、生き生きとした地域社会を築きたい、自然に恵まれた、美しく健康的な環境を次の世代に引き継ぎたいというのは、私たち横須賀市民の心からの願いです。

しかし、時代の大きな変化に伴う市民ニーズの個性化や多様化、社会が直面するさまざまな困難な課題を考えれば、そうした理想のまちづくりが、一方的な要求や他人任せで実現できるものでないことは言うまでもありません。一人ひとりの市民が、まず自分自身が社会のために何ができるかという自立精神や公共精神を問い直すことが出発点となるでしょう。そのうえで、個々の市民、さまざまな市民公益活動グループや団体、企業その他の組織、それに市や関係機関が、相互にそれぞれの存在意義を理解し尊重し合い、対等の立場で連携、協力し、互いの足りない点を補いつつ持てる力を発揮する、真のパートナーシップによる「市民協働」がこれからのまちづくりの基本になると確信します。

わが国では地方分権が推し進められる一方で、平成10年12月には特定非営利活動促進法が施行され、市民の公益的活動やNPO(民間非営利組織)に対する期待が大きく高まっています。

横須賀市民の間でもさまざまな市民公益活動が展開され、その特性といわれる自主性、先駆性、機敏性、専門性、多様性、地域性、広域連帯性等を發揮した、重要な市民公益活動が行われています。

横須賀市では、横須賀市基本構想(平成9年3月25日議決)の中に、まちづくりの推進姿勢として「市民協働によるまちづくり」を位置付け、さまざまな施策を展開しています。

今後は、市民による自発的な活動や市民公益活動の意義を一層深く認識し、その自主性、自立性を尊重しながら、節度のあるパートナーシップをもって、市民協働によるまちづくりを推し進めることにより、将来にわたって市民が誇りの持てる個性豊かな地域社会の実現を目指して、ここに、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市民協働の推進に関する基本理念を定め、市民、市民公益活動団体、事業者及び市が対等な立場で、お互いに良きパートナーとして役割を分担し、公益の増進を図り、もって魅力と活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民協働」とは、市民、市民公益活動団体、事業者及び市がその自主的な行動のもとに、お互いに良きパートナーとして連携し、それぞれが自己の知恵及び責任においてまちづくりに取り組むことをいう。

2 この条例において「市民公益活動」とは、市民及び事業者の自発的な参加によって行われる公益性のある活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動

(2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

(3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

(4) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

3 この条例において「市民公益活動団体」とは、市民公益活動を行う団体をいう。

4 この条例において「公益性」とは、不特定多数の者の利益その他の社会の利益をいう。

5 この条例において「事業者」とは、営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。

(基本理念)

第3条 市民、市民公益活動団体、事業者及び市は対等の立場でそれぞれの責務及び役割を理解し、市民協働型社会の発展に努めなければならない。

2 市民、市民公益活動団体、事業者及び市は、市民協働を推進するため、情報を共有するとともに、相互に参加及び参画を図らなければならない。

3 市は、市民公益活動の自主性及び自立性を尊重しなければならない。

4 市の市民公益活動団体に対する支援は、公益性に基づき、公正に行われなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、前条の基本理念に基づき、自己が暮らす社会に関心を持ち、身の回りのことについて、自らできることを考え、行動するとともに、まちづくりに進んで参加し、又は参画する意識を持つよう努める。

2 市民は、前条の基本理念に基づき、市民公益活動に関する理解を深め、その活動の発展及び促進に協力

するよう努める。

- 3 前2項の市民の役割は、強制されるものではなく、個々の市民の自発性に基づいて行うものでなければならない。

(市民公益活動団体の役割)

- 第5条 市民公益活動団体は、第3条の基本理念に基づき、自己の責任のもとに市民公益活動を推進し、その活動が広く市民に理解されるよう努める。

(事業者の役割)

- 第6条 事業者は、第3条の基本理念に基づき、地域社会の一員として、市民協働に関する理解を深め、自発的にその推進に努める。

- 2 事業者は、市民公益活動団体がまちづくりに果たす役割の重要性を十分理解し、自発的に支援するよう努める。

(市の役割)

- 第7条 市は、第3条の基本理念に基づき、市職員に対する市民協働に関する啓発、研修等を実施して、職員一人ひとりによる市民協働の重要性の認識を深めるよう努める。

- 2 市は、市民協働を推進するため、市民、市民公益活動団体及び事業者の参加及び参画を得て事業を行う等の適切な施策を実施するよう努める。

- 3 市は、市民協働事業の計画から実施、検証にわたるすべての段階で、その情報を原則として公開しなければならない。

- 4 市は、市民公益活動が活発に行われる環境の整備等の適切な施策を実施するよう努める。

(財政的支援)

- 第8条 市は、市民公益活動団体に対しその活動を促進するため、予算の範囲内で、助成金の交付等の財政的支援(以下「財政的支援」という。)をするよう努める。

- 2 市民公益活動団体及び市長は、財政的支援の手続きに係る書類又はその写しを一般の閲覧に供しなければならない。

- 3 財政的支援を受けた市民公益活動団体は、これを既得権とすることはできない。

- 4 前3項に定めるもののほか、財政的支援に関する事項は、規則で定める。

(行政サービスにおける参入機会の提供)

- 第9条 市は、市民公益活動団体に対しその活動を促進するため、専門性、地域性等の特性を活かせる分野において業務を委託する等の行政サービスへの参入機会の提供をするよう努める。

(登録制)

- 第10条 前条の参入機会の提供を受けようとする市民公益活動団体は、次に掲げる書類を添付した申請書を市長に提出して、あらかじめ登録を受けなければならない。この場合において、当該市民公益活動団体には、代表者を含め役員を3人以上置くものとする。

(1) 規約又は会則(以下「規約等」という。)

(2) 役員名簿

(3) 会員名簿

- 2 前項第1号の規約等には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 設置目的

(2) 団体の名称

(3) 市民公益活動の内容(その活動に係る事業の内容を含む。)

(4) 事務所又は活動の拠点の所在地

(5) 役員及び会員に関する事項

(6) 会計に関する事項

(7) その他団体の運営に関する事項

- 3 市長は、第1項の申請が市民公益活動団体の要件に適合すると認めるときは、当該団体を登録し、その申請の内容について公開するものとする。

- 4 前項の規定により登録された市民公益活動団体は、申請書又は添付書類の内容に変更があったとき又は解散したときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

- 5 市長は、第3項の規定により登録された市民公益活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

(1) 第2条第2項ただし書に規定する活動を行ったとき。

(2) 第1項の申請又は前項の届出に関し虚偽の事実があったとき。

(3) 第1項後段に規定する役員の定数を充足することができなくなったとき。

(審議会)

第11条 次に掲げる事項を担当するため、本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関として横須賀市市民協働審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- (1) 市民協働の推進及び進ちょくに関する事並びに市民協働に関する助成の在り方について、市長等の執行機関の諮問に応じ、審議し、及び答申すること。
- (2) 前号に掲げる事項について、調査審議し、市長等の執行機関に意見を述べる事。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募市民
- (2) 市民公益活動団体関係者
- (3) 事業者
- (4) 学識経験者
- (5) 市職員
- (6) その他市長が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前4項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

(その他の事項)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成13年7月1日から施行する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（条例の制定及び罰則）

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

3 略

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一 条例を設け又は改廃すること。

二～十五 略

2 略

（議員の議案提出権）

第112条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りではない。

2・3 略

（担当事務）

第149条 普通地方公共団体の長は概ね左に掲げる事務を担当する。

一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

二～九 略

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないうとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者（地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選任されるまでの間、その職務を行う。

2・3 略

第3条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の規則として当該地域に引き続き施行することができる。

地方税の取扱いについて（協定項目 8）

地方税の取扱いについて、次のとおり提案する。

1 市 4 町で差異のないものについては、現行のとおり市税として新市に引き継ぎ、差異のあるものについては、次のとおりとする。

- 1 法人市町民税の法人税割の税率は、新見市及び哲西町の例による。
- 2 軽自動車税の税率は、大佐町、神郷町及び哲多町の例による。
- 3 個人市町民税、固定資産税及び軽自動車税の納期は、大佐町及び哲西町の例による。
- 4 都市計画税は、新見市の例による。ただし、納期は固定資産税と同一とする。
- 5 鉱産税は、新見市、大佐町、神郷町及び哲多町の例による。
- 6 入湯税は、新見市及び神郷町の例による。
- 7 前納報奨金については、新見市の例による。
- 8 納税貯蓄組合奨励金については、廃止する。
- 9 督促手数料については、哲多町の例による。

平成 15 年 7 月 10 日提出

阿新地域合併協議会
会長 石 垣 正 夫

協定項目名	8 地方税の取扱いについて
調整の内容	<p>1 市4町で差異のないものについては、現行のとおり市税として新市に引き継ぎ、差異のあるものについては、次のとおりとする。</p> <p>1 法人市町民税の法人税割の税率は、新見市及び哲西町の例による。</p> <p>2 軽自動車税の税率は、大佐町、神郷町及び哲多町の例による。</p> <p>3 個人市町民税、固定資産税及び軽自動車税の納期は、大佐町及び哲西町の例による。</p> <p>4 都市計画税は、新見市の例による。ただし、納期は固定資産税と同一とする。</p> <p>5 鉱産税は、新見市、大佐町、神郷町及び哲多町の例による。</p> <p>6 入湯税は、新見市及び神郷町の例による。</p> <p>7 前納報奨金については、新見市の例による。</p> <p>8 納税貯蓄組合奨励金については、廃止する。</p> <p>9 督促手数料については、哲多町の例による。</p>

記載事項	現 況					備考
	新 見 市	大 佐 町	神 郷 町	哲 多 町	哲 西 町	
個人市町民税	<p>1. 税率 均等割 2,000円 所得割 200万円以下 3/100 200万円超～700以下 8/100 控除額 10万円 700万円超 10/100 控除額 24万円</p> <p>2. 納期 普通徴収 第1期 6月20日から30日まで 第2期 8月1日から31日まで 第3期 10月1日から31日まで 第4期 1月1日から31日まで 特別徴収 月割額を翌月10日まで 特例事業所 6月～11月分...1月10日 12月～5月分...6月10日</p>	<p>1. 税率 同 左</p> <p>2. 納期 普通徴収 第1期 6月1日から30日まで 第2期 8月1日から31日まで 第3期 10月1日から31日まで 第4期 1月1日から31日まで 特別徴収 同 左</p>	<p>1. 税率 同 左</p> <p>2. 納期 普通徴収 同 左 特別徴収 同 左</p>	<p>1. 税率 同 左</p> <p>2. 納期 普通徴収 同 左 特別徴収 同 左</p>	<p>1. 税率 同 左</p> <p>2. 納期 普通徴収 同 左 特別徴収 同 左</p>	
法人市町民税	<p>1. 税率 均等割 資本金 従業員数 税額 1千万円以下 50人以下 5万円 50人超 12万円</p>	<p>1. 税率 均等割 同 左</p>	<p>1. 税率 均等割 同 左</p>	<p>1. 税率 均等割 同 左</p>	<p>1. 税率 均等割 同 左</p>	

記載事項	現				備考
	新見市	大佐町	神郷町	哲多町	
	1千万円超 50人以下 13万円 1億円以下 50人超 15万円 1億円超 50人以下 16万円 10億円以下 50人超 40万円 10億円超 50人以下 41万円 50億円以下 50人超 175万円 50億円超 50人超 300万円 法人税割 14.7/100	法人税割 12.7/100	法人税割 14.5/100	法人税割 12.3/100	法人税割 14.7/100
固定資産税	1. 税率 1.4/100 2. 納期 第1期 4月20日から30日まで (評価替年 5月1日~31日) 第2期 7月1日から31日まで 第3期 12月1日から25日まで 第4期 2月1日から末日まで 3. 縦覧期間 4月1日から第1期納期限まで	1. 税率 同左 2. 納期 第1期 4月1日から30日まで (評価替年 5月1日~31日) 第2期 7月1日から31日まで 第3期 12月1日から25日まで 第4期 2月1日から末日まで 3. 縦覧期間 同左	1. 税率 同左 2. 納期 第1期 5月1日から31日まで 第2期 7月1日から31日まで 第3期 12月1日から25日まで 第4期 2月1日から末日まで 3. 縦覧期間 同左	1. 税率 同左 2. 納期 第1期 4月1日から30日まで (評価替年 5月1日~31日) 第2期 7月1日から31日まで 第3期 12月1日から25日まで 第4期 2月1日から末日まで 3. 縦覧期間 同左	
軽自動車税	1. 税率 原動機付自転車 2輪で総排気量 50CC以下 1,000円 2輪で総排気量 50超 90CC以下 1,200円 2輪で総排気量 90超 125CC以下 1,600円 3輪以上のもので総排気量 20CC を超えるもの(ミニカー) 2,500円 軽自動車及び小型特殊 自動車 ・軽自動車 2輪(側車付のものを含む) 2,400円 3輪のもの 3,100円	1. 税率 同左に加えて ・軽自動車 専ら雪上を走行するもの 2,400円	1. 税率 同左	1. 税率 同左	1. 税率 次の事項以外同左 ・軽自動車 専ら雪上を走行するもの 2,200円

記載事項	現 況				備考	
	新 見 市	大 佐 町	神 郷 町	哲 多 町		哲 西 町
	4輪以上のもの 乗用(営業用) 5,500 円 乗用(自家用) 7,200 円 貨物(営業用) 3,000 円 貨物(自家用) 4,000 円 ・小型特殊自動車 農耕作業用のもの 1,600 円 その他のもの 4,700 円 2輪の小型自動車 4,000 円 2. 納期 5月20日から31日まで	2. 納期 5月1日から31日まで	2. 納期 同 左	2. 納期 5月16日から31日まで	2. 納期 5月1日から31日まで	
都市計画税	1. 税率 0.2 / 100 2. 納期 第1期 4月20日から30日まで (評価替年 5月1日~31日) 第2期 7月1日から31日まで 第3期 12月1日から25日まで 第4期 2月1日から末日まで					
市町たばこ税	1. 税率 ・千本につき 2,977 円(旧3級品の紙巻きたばこを除く製造たばこ) ・千本につき 1,412 円(旧3級品の紙巻きたばこ)	1. 税率 同 左	1. 税率 同 左	1. 税率 同 左	1. 税率 同 左	
鉱産税	1. 税率 1 / 100 鉱物の価格が 200 万円以下の場合 0.7 / 100 2. 納期 申告納付 毎月 15 日~末日	1. 税率 同 左 2. 納期 同 左	1. 税率 同 左 2. 納期 同 左	1. 税率 同 左 2. 納期 同 左		

記載事項	現 況				備考
	新 見 市	大 佐 町	神 郷 町	哲 多 町	
入湯税	1. 税率 1人1日150円 2. 納期 申告納付 毎月15日までに		1. 税率 1人1日150円 2. 納期 申告納付 毎月15日までに		
前納報奨金	1. 報奨率 納期前納付税額の $0.5/100 \times$ 納期前月数 (限度額10万円) 2. 対象税 個人市県民税及び固定資産税 3. 報奨金額(H14) 10,605千円	1. 報奨率 納期前納付税額の $1.0/100 \times$ 納期前月数 2. 対象税 個人町県民税及び固定資産税 3. 報奨金額(H14) 3,061千円	1. 報奨率 納期前納付税額の $1.0/100 \times$ 納期前月数 2. 対象税 個人町県民税及び固定資産税 3. 報奨金額(H14) 2,048千円	1. 報奨率 納期前納付税額の $1.0/100 \times$ 納期前月数 2. 対象税 個人町県民税及び固定資産税 3. 報奨金額(H14) 2,162千円	1. 報奨率 納期前納付税額の $1.0/100 \times$ 納期前月数 2. 対象税 個人町県民税及び固定資産税 3. 報奨金額(H14) 2,970千円
納税貯蓄組合 奨励金	なし	なし	あり 税額 \times 3%	あり 1件当たり30円 税額 \times 2%	なし
督促手数料	督促状を発送した場合、 督促状1通につき50円 の手数料を徴収。	督促状を発送した場合、 督促状1通につき60円 の手数料を徴収。	督促状を発送した場合、 督促状1通につき50円 の手数料を徴収。	督促状を発送した場合、 督促状1通につき100円 の手数料を徴収。	督促状を発送した場合、 督促状1通につき70円 の手数料を徴収。

国民健康保険税については、協定項目「国民健康保険事業の取扱いについて」で提出します。

地 方 税 法 (抜 粹)

〔個人市町民税（個人の均等割の税率）〕

地方税法第310条

第294条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる市町村においてそれぞれ当該下欄に掲げる額とする。

市 町 村	税 率
(1) 人口50万以上の市	年額 3,000円
(2) 人口5万以上50万未満の市	年額 2,500円
(3) (1)及び(2)の市以外の市並びに町村	年額 2,000円

〔固定資産税（納期）〕

地方税法第362条

固定資産税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

〔軽自動車税（納期）〕

地方税法第445条

2 軽自動車税の納期は、4月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

〔市町村たばこ税（税率）〕

地方税法第468条

たばこ税の税率は、千本につき2,743円とする。

地方税法附則第30条の2

平成15年7月1日以後に第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこに係る市町村たばこ税の税率は、第468条の規定にかかわらず、当分の間、千本につき2,977円とする。

2 平成15年7月1日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る市町村たばこ税の税率は、第468条及び前項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき1,412円とする。

〔鉱産税（税率、納期）〕

地方税法第520条

鉱産税の標準税率は、100分の1とする。ただし、鉱物の掘採の事業の作業場において第522条に定める期間内に掘採された鉱物の価格が、当該事業の作業場所在の市町村ごとに200万円以下である場合においては、当該期間に係る鉱産税の標準税率は、100分の0.7とする。

2 前項の標準税率をこえて課する場合においても、100分の1.2（前項ただし書の場合にあつては、100分の0.9）をこえることができない。

地方税法第521条

鉱産税の納期は、毎月10日から末日までの間において当該市町村の条例で定める。

〔入湯税（税率等）〕

地方税法第701条

鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

地方税法第701条の2

入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円を標準とするものとする。

先 進 事 例

新 市 名	合 併 の 時 期	協 定 内 容	備 考
東 か が わ 市 (引田町、白鳥町、大内町 が新設合併)	平成15年4月1日	(1) 個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税及び特別土地保有税については、3町に相違がないため市税として現行のとおり新市に引き継ぐ。 (2) 入湯税については、新市において市税条例を制定する。	
さ ぬ き 市 (津田町、大川町、志度町、 寒川町、長尾町が新設合併)	平成14年4月1日	5町で差異のある税制等については、次のとおり取り扱うものとする。 1. 個人市民税の均等割額は、地方税法の定めにより標準税率を採用する。 2. 個人市民税及び固定資産税の納期は、地方税法の定める納期による。 3. 軽自動車税の納期は、課税客体の把握に要する事務処理期間を考慮し、5月1日から5月31日までとする。 4. 個人市民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取り扱う。 交付率は、100分の1.0とする。 月数については、全期前納方式による算定とする。 交付額の上限は5万円、下限は100円とする。	
さ い た ま 市 (浦和市、大宮市、与野市が 新設合併)	平成13年5月1日	1. 個人市民税については、現行のとおりとする。ただし、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により個人市民税均等割は、平成14年度以降年額3,000円となる。 2. 法人市民税については、現行のとおりとする。 3. 固定資産税については、現行のとおりとする。ただし、平成14年度以降の納期については、5・7・12・2月で調整を図る。 4. 軽自動車税については、現行のとおりとする。 5. 市たばこ税については、現行のとおりとする。 6. 特別土地保有税については、現行のとおりとする。 7. 事業所税については、現行のとおりとする。ただし、与野市域は地方税法の規定に基づき、合併の翌日から6月を経過する月以降課税区域となる。 8. 都市計画税については、現行のとおりとする。ただし、納期については固定資産税と同様とする。 9. 減免については、それぞれの税目について統一的な処理基準を作成する。	

<p>西 東 京 市 (田無市、保谷市が新設合併)</p>	<p>平成13年1月21日</p>	<p>2市で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。 1. 法人市民税の法人税割の税率は、制限税率である100分の14.7を基本とする。ただし、課税の特例措置として、地方税法に定める法人等の区分により区分した次に掲げる法人等については、それぞれ定めた税率による。 ア 資本金が1億円以下の法人等 100分の12.3 イ 資本金が1億円を超え10億円以下の法人 100分の13.5 2. 都市計画税の税率は、100分の0.24とする。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度は、現行の税率を採用する。 3. 固定資産税・都市計画税・軽自動車税の納期は、保谷市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市の例による。</p>	
<p>篠 山 市 (篠山町、西紀町、丹南町、今田町が新設合併)</p>	<p>平成11年4月1日</p>	<p>4町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。 1. 固定資産税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。 2. 軽自動車税の税率及び納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める税率及び納期による。 3. 個人町民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取り扱う。 ア 率については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。 イ 月数については、地方税法及び市町村税条例準則に定める月数による。</p>	
<p>あ き る 野 市 (秋川市、五日市町が新設合併)</p>	<p>平成7年9月1日</p>	<p>2市町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。 1. 個人市民税は、標準税率を採用する。ただし、個人均等割は、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度及びこれに続く2年度は現行の税率を採用する。 2. 法人市民税の法人税割は、制限税率と一部標準税率を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度は現行の税率を採用する。 3. 軽自動車税は、標準税率を採用する。身体障害者等に対する減免規定は秋川市の例による。 4. 都市計画税は、税率0.27パーセントを採用する。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度は、現行の税率を採用する。 5. 個人市民税・固定資産税・都市計画税の納期は、秋川市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市の例による。 6. 特別土地保有税は、秋川市の例による。</p>	

先 進 事 例 （合併協議会で協議、確認されているもの）

協 議 会 名	確 認 年 月 日	確 認 内 容	備 考
三次市・双三郡・甲奴町合併協議会 （三次市、君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町、甲奴町が新設合併）	平成15年1月16日	<ol style="list-style-type: none"> 1．国民健康保険税の税率については、合併以降最初の賦課期日をもって統一するものとし、新市において定める条例の規定により税率を算定するものとする。 2．個人市町村民税の税率について、均等割は、合併日の属する年度の翌年度から、地方税法の規定により2,500円とし、所得割は現行どおりとする。 3．法人市町村民税の税率について、均等割は現行どおりとし、法人税割については、三次市の例によるものとする。 なお、法人税割の統一については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、次のとおりとする。 君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町及び甲奴町については、合併時に0.4ポイント、それに続く2年度でそれぞれ1.0ポイントずつ引き上げる。 4．固定資産税の税率については、現行どおりとする。 5．軽自動車税の税率について、小型特殊自動車農耕作業用は、三次市、君田村、布野村、作木村、三和町及び甲奴町の例によるものとし、その他のものは、現行どおりとする。 6．都市計画税の税率については三次市の例によるものとし、統一については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用するものとして合併までに調整する。 7．入湯税の税率については、君田村の例による。 8．国民健康保険税の納期については、合併以降最初の賦課期日をもって7月から3月の9回とする。 9．個人市町村民税、固定資産税、軽自動車税の納期については、納税者の月ごとの負担の平準化を基本として合併までに調整する。 10．前納報奨金については廃止する。 11．納税貯蓄組合奨励金については廃止する。 12．督促手数料については、君田村及び作木村の例による。 	
邑久郡合併協議会 （牛窓町、邑久町、長船町が新設合併）	平成14年12月26日	<ol style="list-style-type: none"> 3町で差異のないものについては、現行のとおり市税として新市に引き継ぎ、差異のあるものについては、次のとおりとする。ただし、合併する年度については、旧町の例による。 1．固定資産税と軽自動車税の納期については、合併時に地方税法に定める納期に統一する。 2．入湯税については、長船町の制度を新市に引き継ぐ。 3．水利地益税については、合併時に廃止する。 	

協議第 2 1 号

条例、規則等の取扱いについて（協定項目 1 3）

条例、規則等の取扱いについて、次のとおり提案する。

条例、規則等については、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、「阿新地域合併に関する条例・規則等の整備方針」により、新たに整備するものとする。

平成 1 5 年 7 月 1 0 日提出

阿新地域合併協議会
会長 石 垣 正 夫

協定項目名	13 条例、規則等の取扱い
調整の内容	条例、規則等については、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、「阿新地域合併に関する条例・規則等の整備方針」により、新たに整備するものとする。

記載事項	現況				備考	
	新見市	大佐町	神郷町	哲多町		哲西町
内容(総目次)	第1類 総規 第2類 議会・選挙・ 監査 第3類 行政通則 第4類 人事 第5類 給与 第6類 財務 第7類 厚生 第8類 産業 第9類 建設 第10類 防災・消防 第11類 教育 第12類 公営企業 第13類 雑則	第1類 通規 第2類 議会・選挙・ 監査 第3類 職制・処務 第4類 人事 第5類 給与 第6類 財務 第7類 民生 第8類 産業 第9類 建設 第10類 教育 第11類 消防・防災	第1編 総規 第2編 議会 第3編 執行機関 第4編 人事 第5編 給与 第6編 財務 第7編 教育 第8編 厚生 第9編 産業経済 第10編 建設 第11編 水道 第12編 消防 第13編 その他	第1編 総規 第2編 議会 第3編 執行機関 第4編 人事 第5編 給与 第6編 財務 第7編 教育 第8編 厚生 第9編 産業経済 第10編 建設 第11編 消防 第12編 その他	第1編 総規 第2編 議会・選挙・ 監査 第3編 行政通則 第4編 人事 第5編 給与 第6編 財務 第7編 教育 第8編 民生 第9編 産業 第10編 建設 第11編 水道・町営バス 第12編 防災	
例規集登載 (H15.4.1)	条例 235本 規則 221本 その他 289本	条例 164本 規則 145本 その他 107本	条例 156本 規則 107本 その他 106本	条例 177本 規則 102本 その他 111本	条例 160本 規則 166本 その他 176本	

阿新地域合併に関する条例・規則等の整備方針

新見市、大佐町、神郷町、哲多町及び哲西町の合併は新設合併であるため、新市の発足とともに1市4町の条例、規則等はすべてその効力を失うこととなる。そのため、新市において新たに条例、規則等を制定し、施行させる必要がある。
新市の条例、規則等の制定にあたっては、阿新地域合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

《施行方法による区分》

1 即時施行(合併期日からすぐに施行しなければならないもの)

(1) 条例

合併と同時に市長職務執行者(地方自治法施行令第1条の2)の専決処分により、即時制定し施行する。(地方自治法第179条第1項)
専決処分後、最初の議会において報告し、承認を求める。(同条第3項)

(2) 規則、規程等

合併と同時に制定権者(市長職務執行者)の職権により、即時制定し施行する。(地方自治法第15条第1項)

- 2 漸次施行（合併後、逐次制定・施行するもの）
 （1）市長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの（議案提出権がない条例、市長の政策判断に係る条例、各行政委員会の規則等）
 （2）新市発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し、施行するもの。
- 3 暫定施行（一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの）
 新市の条例、規則等が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例、規則等を新市の条例、規則等として引き続き施行させる。（地方自治法施行令第3条）
- 4 合併時廃止（合併時に廃止するもの）

例規に関する区分の例示（参考）

施行の方法による区分		例	示
1. 合併と同時に即時制定し、施行する必要があるもの。			
（1）条例について 制定権者（市長職務執行者）の専決処分により制定し施行する。		・市役所の位置を定める条例	・市税条例 ・印鑑の登録及び証明に関する条例 など
（2）規則、規程等について 制定権者（市長職務執行者）の職権により制定し施行する。		・公印規則 ・財務規則	・市税条例施行規則 ・処務規程 など
2. 合併後、漸次制定し、施行するもの。			
（1）市長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの。			
議案提出権が長にない条例等		・市議会委員会条例	・市議会会議規則 など
市長の政策判断に係る条例等		・市長の資産等の公開に関する条例	など
各行政委員会の規則等		・教育委員会会議規則	・選挙管理委員会規程 など
（2）新市発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し、施行させる必要があるもの。		・表彰条例	・都市計画審議会条例 など
3. 一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。			
合併協議会での調整結果により、当分の間旧市町の条例等を当該地域に適用するとされたもの。（例：合併後も償還期間が残るものなど） 例：西東京市条例から抜粋（H13.1.21 田無市と保谷市が合併） ・田無市老人住宅資金貸付条例、同施行規則 H13.1.21 公布 （65歳以上のものの老人居室・延132㎡以下。限度額1戸当たり500万円・前年度所得の2分の1または住宅工事見積額の80%を超えない額。償還1年据え置き後15年以内）			

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（規則）

第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。
（第2項 省略）

（専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。
2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。
3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（長の職務を暫定的に行う者）

第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者（地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。
（第2項、第3項 省略）

（条例・規則の暫定的施行）

第3条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

先 進 事 例

新 市 名	合 併 の 時 期	協 定 内 容	備 考
東 か が わ 市 (引田町、白鳥町、大内町 が新設合併)	平成15年4月1日	3町に共通して制定されている内容に差異のない条例、規則等については、現行の例により新市において制定するものとし、3町ともに制定しているが内容に差異のあるもの及び2町又は1町のみ制定されているものについては、事務事業の調整内容等をもとに支障のないように整備するものとする。	
さ ぬ き 市 (津田町、大川町、志度町、 寒川町、長尾町が新設合併)	平成14年4月1日	1 5町同一の条例、規則等は、原則として現行のとおりとする。 2 類似、相違しているもの及び1町又は数町に制定されているものについては、調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。 3 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。	
さ い た ま 市 (浦和市、大宮市、与野市が新設合併)	平成13年5月1日	条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。	
西 東 京 市 (田無市、保谷市が新設合併)	平成13年1月21日	条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で、協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき以下の条例・規則等の整備方針に基づき調整するものとする。 [条例・規則等の整備方針] 新市発足時には、田無市、保谷市の条例・規則等はすべてその効力を失うこととなる。そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し、施行させる。なお、条例・規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、以下の区分により、整備するものとする。(「区分」は略。)	
篠 山 市 (篠山町、西紀町、丹南町、 今田町が新設合併)	平成11年4月1日	1 4町及び多紀郡広域行政事務組合が制定している条例、規則等について、同一又は1団体のみが制定しているものについては、原則として現行のとおりとする。 2 類似、相違又は数団体に制定されているものについては、いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。 3 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。	
あ き る 野 市 (秋川市、五日市町が新設合併)	平成7年9月1日	1 2市町同一又は一方のみに定めている条例、規則等については、いずれかを基本として整理又は双方協議調整して統一化を図り、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。 2 使用料、手数料、補助金又は各種事務事業の取扱い等の協議と関係する2市町の条例、規則等については、それぞれの調整方針を踏まえて規定の整理を行うものとする。	

先進事例（合併協議会で協議、確認されているもの）

協議会名	確認年月日	確認内容	備考
<p>三次市・双三郡・甲奴町合併協議会 （三次市、君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町、甲奴町が新設合併）</p>	<p>平成14年9月19日</p>	<p>条例、規則等については、新市において新たに整備するものとする。 （三次市・双三郡・甲奴町合併に伴う新市の条例・規則等の整備方針に基づく。） [条例・規則等の整備方針] 三次市・双三郡・甲奴町の合併は、新設合併であるため、新市の発足とともに合併関係8市町村の条例・規則等はすべてその効力を失うこととなる。 そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し、施行させる必要がある。 新市の条例・規則等の制定にあたっては、三次市・双三郡・甲奴町合併協議会で協議・承認された内容に基づき、新市の事務事業に支障をきたさぬよう次の区分により、整備するものとする。 1 即時施行 2 暫定施行 3 漸次施行 （区分の詳細は略）</p>	
<p>安来市・広瀬町・伯太町合併協議会 （安来市、広瀬町、伯太町が新設合併）</p>	<p>平成14年7月24日</p>	<p>1市2町の条例、規則等については、次のとおりとする。 （1）1市2町に共通して制定されている差異のない条例、規則等については、現行の例により調整する。 （2）1市2町ともに制定しているが内容に差異のあるもの及び数団体のみに制定されているものについては、いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずる。</p>	
<p>邑久郡合併協議会 （牛窓町、邑久町、長船町が新設合併）</p>	<p>平成14年10月31日</p>	<p>条例、規則等については、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、「邑久郡合併に関する条例・規則等の整備方針」により、整備するものとする。 [条例・規則等の整備方針] 新市発足時には、牛窓町、邑久町及び長船町の条例・規則等はすべてその効力を失うこととなる。このため、新市において新たに条例・規則等を制定し、施行する必要がある。なお、条例・規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、以下の区分により、整備するものとする。 （1）合併期日からすぐに施行しなければならないもの （2）合併後、逐次制定し、施行するもの （3）合併時に廃止するもの （4）一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの （区分の詳細は略）</p>	
<p>天神川流域合併協議会 （倉吉市、三朝町、関金町、北条町、大栄町が新設合併）</p>	<p>平成15年5月14日</p>	<p>1 1市4町に共通して制定され、内容に差異のないものについては、現行の例規をもとに新市において制定する。 2 1市4町で内容に差異のあるもの及び一部の市町のみで制定されているものについては、事務事業の調整をもとに合併までに調整し、新市において制定する。</p>	

慣行の取扱いについて（協定項目 2 1）

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 市章については、新市において新たに定める。
- 2 市の木、市の花、市の鳥については、新市において新たに定める。
- 3 市民憲章については、新市において新たに制定する。
- 4 宣言については、新市において新たに検討する。

平成 1 5 年 7 月 1 0 日提出

阿新地域合併協議会
会長 石 垣 正 夫

協定項目名	2 1 慣行の取扱い
調整の内容	<p>1 市章については、新市において新たに定める。</p> <p>2 市の木、市の花、市の鳥については、新市において新たに定める。</p> <p>3 市民憲章については、新市において新たに制定する。</p> <p>4 宣言については、新市において新たに検討する。</p>

記載事項	現 況				備考	
	新 見 市	大 佐 町	神 郷 町	哲 多 町		哲 西 町
市章・町章	<p>新見の頭文字を平仮名で意匠し、工業都市新見の動感を盛り込み拡大発展する都市として印象づけている。 (昭和 29 年 12 月 25 日制定)</p> 	<p>大佐の大を図案化したもので、上部は3か町村合併と大佐山をあらわし、下部の円は町の親和と平和を示しており、将来の発展と飛躍をめざして伸びようとする意欲を表現したものである。 (昭和 42 年 3 月制定)</p> 	<p>神は示、郷は巴の字で表現し、図案化したもの。旧神代村、新郷村の結びつきを意味し、四方に飛躍して親和と平和を目指して伸びようとする意欲を表現している。 (昭和 35 年 3 月 17 日制定)</p> 	<p>1 全体の形は、3ヶ村合併を意味する。 2 「てつ多」は、哲多を表現する。 3 「多」は、図案のため「タ」が二つ重なっている。 4 左右空間はより大きくのびようとする意。 (昭和 31 年 5 月制定)</p> 	<p>平仮名の「てっせい」を図案化したものである。円形は、町民相互の「協力」「円満」「平和」を、横の曲線は町勢の「向上」「進展」「飛躍」をあらわす。 (昭和 49 年 4 月制定)</p> 	
市・町の木 花 鳥	<p>ひのき つつじ うぐいす</p>	<p>ヒノキ シャクナゲ ウグイス</p>	<p>ヒノキ シャクナゲ -</p>	<p>あかまつ すずらん きじ</p>	<p>ヤブツバキ オグラセンノウ キジ</p>	

記載事項	現 況					備考
	新 見 市	大 佐 町	神 郷 町	哲 多 町	哲 西 町	
憲章	<p>新見市市民憲章 (昭和44年10月制定)</p> <p>市制15周年を期に制定</p> <p>中国山地を背に、美しい自然に恵まれ、情緒豊かな伝統に生き、新しいまちづくりの理想に燃える新見市民は、いつも市民憲章を胸に、心をあわせ、誇りと責任をもってその実現に努めます。</p> <p>1 清潔で健康な、明るいまちにしよう。 1 きまりを守り、愛と平和のまちにしよう。 1 働くよろこびにみちた、豊かなまちにしよう。 1 青少年に希望、老人にしあわせのあるまちにしよう。 1 教養を高め、清新な文化のまちにしよう。</p>	<p>大佐町町民憲章 (平成13年3月12日制定)</p> <p>合併45周年を期に制定</p> <p>わたくしたちは、中国山地の、いのちはぐくむ豊かな自然を愛し、活力に満ちた魅力ある大佐町の実現につとめます。</p> <p>1、源流の自然を愛し、清潔な環境をつくりましょう。 1、思いやりをもって、互いに助け合いましょう。 1、伝統を生かし、新しい文化の創造につとめましょう。 1、働くよろこびをもち、健康にきましょう。 1、国際感覚をもち、希望に満ちた未来を築きましょう。</p>	<p>神郷町町民憲章 (昭和50年10月1日制定)</p> <p>合併20周年を期に制定</p> <p>中国山地の美しい自然に恵まれ、新しい町づくりの理想に燃えるわれわれ神郷町民は、この憲章を胸に住みよい町の実現に努めます。</p> <p>1 わたくしたちは心身ともに健やかな町民となることに努めます。 2 わたくしたちは敬愛の心を養い、よく働き温かい家庭を作ることに努めます。 3 わたくしたちは生産の向上をはかり、豊かで平和な町づくりに努めます。 4 わたくしたちは秩序を守り連帯を深め、明るい社会をつくることに努めます。 5 わたくしたちは教養を高め伝統を重んじ、福祉と文化をすすめることに努めます。</p>	<p>哲多町町民憲章 (昭和50年4月10日制定)</p> <p>合併20周年を期に制定</p> <p>わたくしたちは美しい緑の山々と清らかな流れの自然に恵まれた哲多町を愛し奉仕の精神に燃え、秩序を守り、平和でより豊かな町づくりを進めるためこの町民憲章を胸に誇りと責任をもってその実現に努めます。</p> <p>1 働くことによるこびをもち、活気あふれる町をつくりましょう。 1 互いに助け合って、明るいしあわせな家庭をつくりましょう。 1 教養を高め、健康で豊かな人生をきづきましょう。 1 青少年に希望と、おとしよりにやすらぎをあたえましょう。 1 恵まれた環境を生かし、地域の産業を発展させましょう。</p>	<p>哲西町町民憲章 (昭和50年4月10日制定)</p> <p>合併20周年を期に制定</p> <p>わたくしたちは、豊かな自然と温かい人間性に恵まれて、実り多い将来を築くために、着実に生きている哲西町の町民です。わたくしたちは、哲西町の町民としての誇りと自覚を持ち、心をあわせて新しく住みよい町づくりのためにこの憲章の実現に向かって邁進します。</p> <p>1 わたくしたちは、緑の山々と晴れた空と屋根のある美しい環境を守りまします。 2 わたくしたちは、健康で清潔な明るい町づくりに努めます。 3 わたくしたちは、遵法精神にのっとり、秩序ある平和な町の建設をめざします。 4 わたくしたちは、働くことに生きがいを見出し、希望と幸福にあふれる町を築きます。 5 わたくしたちは、香り高い伝統と文化を伝えるため、教養を積み、建設的な意見を発表し、常に合議します。</p>	

記載事項	現				況	備考
	新 見 市	大 佐 町	神 郷 町	哲 多 町		
宣言	世界連邦都市宣言 (昭和32年5月30日決議) 交通安全都市宣言 (昭和37年3月9日決議) 公明選挙都市宣言 (昭和38年3月26日決議) 暴力追放宣言 (昭和40年1月26日決議) 青少年健全育成都市宣言 (昭和54年9月25日決議) 非核兵器平和都市宣言 (昭和60年3月20日決議) 生涯学習のまち都市宣言 (平成2年5月14日決議) 市民生活に不安を与える 阿新地域外からの大量 産業廃棄物の持ち込みを 拒否する都市宣言 (平成4年5月8日決議)	暴力絶滅に関する決議 (昭和50年9月20日決議) 交通事故絶滅に関する宣 言 (昭和53年9月12日決議) 青少年健全育成の町宣言 (昭和53年12月22日決議) 暴力追放に関する決議 (昭和55年3月25日決議) 非核平和の町宣言 (昭和60年3月27日決議) 暴走族追放決議 (平成元年9月26日決議) 暴力団追放に関する決議 (平成4年3月19日決議) 交通死亡事故絶滅及び交 通三悪追放に関する決議 シートベルト着用推進の 町宣言 (平成10年3月12日決議)	「暴力追放の町宣言」 (昭和55年3月19日決議) 「放射能性核廃棄物の持 ち込み拒否」宣言 (昭和63年決議)	「テロ・ゲリラ」根絶に 関する決議 (昭和61年12月22日決議) 「非核平和の町宣言」の 決議 (昭和62年1月22日決議) 暴走族追放の決議 (平成元年9月19日決議) 下水道等の整備促進に関 する決議 (平成5年5月12日決議) けん銃等銃器の根絶に関 する決議 (平成9年3月28日決議) 「シートベルト着用推進 の町」宣言決議 (平成10年3月27日決議)	「放射能性核廃棄物の持 ち込み拒否」宣言 (昭和63年決議) 「振替納税推進の町」宣 言 (平成11年決議) 「シートベルト着用推進 の町」宣言 (平成13年2月決議)	

先 進 事 例

新 市 名	合 併 の 時 期	協 定 内 容	備 考
東 か が わ 市 (引田町、白鳥町、大内町 が新設合併)	平成15年4月1日	1 市章、市民憲章、市木、市花、市歌、宣言及び各種行事等については、新市において調整する。 2 表彰については、新市に移行後、速やかに制度化を図る。	
さ ぬ き 市 (津田町、大川町、志度町、 寒川町、長尾町が新設合併)	平成14年4月1日	1 市章、市民憲章、市木、市花、市歌及び表彰規程については、新市において新たに定める。 2 各種イベントについては、原則として現行のとおりとするが、新市において調整を図る。	
さ い た ま 市 (浦和市、大宮市、与野市が 新設合併)	平成13年5月1日	1 市章、市の木、市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。 2 市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。	
西 東 京 市 (田無市、保谷市が新設合併)	平成13年1月21日	1 市章は、新市において調整する。 2 市の木、花、鳥は、新市において調整する。 3 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において調整する。	
篠 山 市 (篠山町、西紀町、丹南町、 今田町が新設合併)	平成11年4月1日	1 市章、市民憲章、市木、市花及び市歌については、新市において調整するものとする。 2 宣言及び表彰については、新市において調整するものとする。	
あ き る 野 市 (秋川市、五日市町が新設合併)	平成7年9月1日	1 市章は、新市において新たに定めるものとする。 2 市の花、木、鳥は、新市において新たに定めるものとする。	

先 進 事 例 （合併協議会で協議、確認されているもの）

協 議 会 名	確 認 年 月 日	確 認 内 容	備 考
三次市・双三郡・甲奴町合併協議会 （三次市、君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町、甲奴町が新設合併）	平成14年7月18日	1 市章（市旗）については、新市において新たに定める。 2 市の木、市の花、市の鳥等については、新市において新たに定める。 3 市民憲章については、新市において新たに制定する。 4 平和・非核に関する宣言については、新市において新たに宣言を行う。 5 表彰条例は、新市において新たに制定する。 6 名誉市民条例については、新市において新たに制定する。	
安来市・広瀬町・伯太町合併協議会 （安来市、広瀬町、伯太町が新設合併）	平成14年8月26日	1 市章、市民憲章、市の木、市の花、市の鳥、市の歌等の選定については、新生市において検討を行うものとする。 2 各種慣行的な行事については、新生市に移行後調整を図るものとする。	
邑久郡合併協議会 （牛窓町、邑久町、長船町が新設合併）	平成14年11月25日	市章、市民憲章、市の花、市の木、CI等に関する事、宣言及び表彰については、新市において新たに定める。ただし、名誉町民は、新市に引き継ぐものとする。	
天神川流域合併協議会 （倉吉市、三朝町、関金町、北条町、大栄町が新設合併）	平成15年3月4日	1 市章、市民憲章、市の木・花・歌については、新市において定める。 2 各種宣言については、新市において定める。 3 表彰制度については、新市において定める。	

協議第 2 3 号

地域審議会の取扱いについて（協定項目 2 4）

地域審議会の取扱いについて、次のとおり提案する。

地域の声を市政に反映するため各支局に設置する地域審議会の取扱いについて、合併協議会規約第 1 2 条に基づく小委員会で審議のうえ、協議会で決定する。

平成 1 5 年 7 月 1 0 日提出

阿新地域合併協議会
会長 石 垣 正 夫

地域審議会について

合併をすると、行政区域の拡大により住民と役場の距離が遠くなることによって、住民の意見が合併後の市町村の施策に反映されにくくなるのではないかという懸念があり、そのことが合併の推進に対する不安の要素にもなっていた。

このため、それぞれの地域の実情に応じた施策の実施に対して、よりきめ細やかに住民の意向を反映する方法の一つとして、平成11年7月の合併特例法の改正により地域審議会の制度が設けられた。(合併特例法第5条の4)

地域審議会は、合併市町村の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項について合併市町村の長に意見を述べる附属機関で、条例によらず、合併前に合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに設置を決定できるものである。また、地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関して必要な事項についても、合併関係市町村の協議により定めることになる。

その協議は、合併関係市町村の議会の議決を経る必要があり、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

また、合併市町村が、合併前の協議により定められた構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関して必要な事項を変更しようとするときは、条例で定めることが必要となる。

【任 務】

合併関係市町村の区域に係る次の事項等について、合併市町村の長の諮問に応じ審議するとともに、必要に応じ合併市町村の長に意見を述べる。

- 1 市町村建設計画の変更
- 2 市町村建設計画の執行状況
- 3 地域振興のため基金の運用
- 4 予算編成の際の事業等に関する要望
- 5 基本構想・各種計画の策定・変更
- 6 住民の行為等が規制される地域の指定
- 7 公共施設の設置・管理運営
- 8 福祉・廃棄物処理・消防等の对人的施策の実施状況

【設置の区域】

地域審議会の設置区域は、合併関係市町村の区域であった区域ごとに置くことができる。

【設置期間】

地域審議会は、市町村合併の直後という特別な状態において設けられる特例的な制度であり、合併協議会の協議により定められた一定の期間に限って設置される。

設置期間を決定するに当たっては、市町村建設計画が変更される際、地域審議会が設置されている場合にはその意見を聴くこととされていることなどから、市町村建設計画の期間(5年～10年)も考慮にいれておくことが適当である。

地域審議会設置の状況

合併市町村	岩手県大船渡市	熊本県あさぎり町	長崎県対馬市	愛媛県四国中央市
合併協議会	大船渡市・三陸町	中球磨5町村	対馬6町	宇摩(2市2町村)
合併後人口	45,340人	17,751人	41,230人	94,326人
設 置	三陸町	5町村(全町村)	6町(全町)	土居町・新宮村
所掌事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設計画の変更及び執行状況 ・ 基金の使途 ・ その他市長が必要と認める事項 ・ 必要と認める事項に関し、意見を述べる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設計画の変更及び執行状況 ・ 基金の使途 ・ 新市の基本構想の作成及び変更 ・ その他市長が必要と認める事項 ・ 必要と認める事項に関し、意見を述べる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設計画の変更及び執行状況 ・ 基金の使途 ・ 新市の基本構想の作成及び変更 ・ その他市長が必要と認める事項 ・ 必要と認める事項に関し、意見を述べる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設計画の変更及び執行状況 ・ 基金の使途 ・ 新市の基本構想の作成及び変更 ・ その他市長が必要と認める事項 ・ 必要と認める事項に関し、意見を述べる
組 織	委員15人以内 公共的団体の役職員 学識経験者 公募により選任された者(3人)	委員15人以内 区長 農林業団体 商工業団体 社会教育及び学校教育の団体 青年、女性、老人を構成員とする組織 社会福祉に関する者 消防団員 学識経験者	委員15人以内 区長(駐在員) 農林業団体 商工業団体 社会教育及び学校教育の団体 青年、女性、高齢者を構成員とする組織 社会福祉に関する者 学識経験者	委員15人以内 公共的団体の役職員 学識経験者
任 期	2年 補欠委員の任期は前任者の残任期間	2年 補欠委員の任期は前任者の残任期間	2年 補欠委員の任期は前任者の残任期間	2年 補欠委員の任期は前任者の残任期間
開催頻度	規定なし(年3回)	年2回以上	年2回以上	規定なし
会長及び副会長	会長及び副会長2人	会長 会長が事故あるときはあらかじめ指名する委員	会長及び副会長1人	会長及び副会長1人
設置期間	平成13年11月15日から平成24年3月31日	合併の日から平成25年3月31日	合併の日から平成26年3月31日	合併の日からおおむね10年間
合併の日	平成13年11月15日	平成15年4月1日	平成16年3月(予定)	平成16年4月1日(予定)

地域審議会に関する小委員会の設置（案）

小委員会の設置及び組織・運営について

- (1) 阿新地域合併協議会規約第 1 2 条の規定により、「地域審議会に関する小委員会」の設置
- (2) 委員の組織・運営については、阿新地域合併協議会小委員会規程による

（委 員）

小委員会の委員は、必要に応じて協議会の会長が協議会の会長、副会長及び委員のうちから指名（規程第 3 条関係）

（組 織）

小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織（規程第 4 条関係）

（報 告）

委員長は、小委員会における調査、審議等の経過及び結果について、随時協議会の会議に報告（規程第 8 条関係）

所掌事項

- (1) 地域審議会の組織及び運営について
- (2) その他地域審議会に関し必要な事項について

（市町村建設計画の作成及び変更）

第5条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

- 一 合併市町村の建設の基本方針
- 二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項
- 三 公共的施設の総合整備に関する事項
- 四 合併市町村の財政計画

- 2 市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。
- 3 合併協議会は、市町村建設計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。
- 4 合併協議会は、前項の規定により市町村建設計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを公表するとともに、総務大臣及び合併関係市町村を包括する都道府県の知事に送付しなければならない。
- 5 総務大臣は、前項の規定により市町村建設計画の送付があつた場合においては、直ちに、これを国の関係行政機関の長に送付しなければならない。
- 6 第4条第18項又は前条第27項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から6月以内に、市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、第4条第1項又は前条第1項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 7 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。
- 8 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。
- 9 第7項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かなければならない。
- 10 第4項及び第5項の規定は、第7項の規定により合併市町村が市町村建設計画を変更した場合について準用する。

（地域審議会）

第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であつた区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（以下「地域審議会」という。）を置くことができる。

- 2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。
- 3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
- 4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

（地方債の特例等）

第11条の2 合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う次に掲げる事業又は基金の積立てのうち、当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費（次項において「特定経費」という。）については、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため又は均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業
- 二 合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業
- 三 合併市町村における地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域であつた区域における地域振興等のために地方自治法第241条の規定により設けられる基金の積立て

- 2 特定経費の財源に充てるために起こした地方債（当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることのできるものを除く。）で、総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該合併市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。
- 3 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が市町村建設計画を達成するために行う事業又は基金の積立てに要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該合併市町村又は当該合併市町村を包括する都道府県の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。